



# News Letter



天達共和律師事務所  
East & Concord Partners

## 目次

- ◆ 天達共和及び知財部ニュース速報 ----- 2
  - 天達共和、「2023 ALB China 知財業務ランキング」にランクイン
  - 天達共和、Asia IP2023 年度中国知財グランプリを受賞
  - 天達共和、Equal Ocean 「2023 中国ブランドグローバルサービスプロバイダー TOP 50 ランキング」にランクイン
  - 張帥弁護士が天達共和知財部のパートナーに昇格
- ◆ 最新知財動向 ----- 6
  - 「国務院 2023 年度立法業務計画」が公布
  - 市場監督管理総局、営業秘密保護制度体系を健全化
  - 中国著作権保護センターがソフトウェア著作権登録オンライン手続きを試行
- ◆ 代表事例速報 ----- 9
  - 同人作品第一案、金庸と江南の「かつての少年」訴訟に関する終審判決
  - 賠償請求 6 億人民元！「四川金象」が「華魯恒昇」による「メラミン」技術秘密侵害について再度訴訟を提起
- ◆ TOPICS ----- 13
  - 「意匠」に関する豆知識



### 天達共和、「2023 ALB China 知財業務ランキング」にランクイン

2023年5月22日、トムソンロイター社傘下の著名な法律媒体の「Asian Legal Business」(ALB)は「2023 ALB China 知財業務ランキング(2023 ALB China IP Rankings)」を発表し、天達共和法律事務所は、知財分野での卓越した実績により、「特許」及び「著作権・商標」部門にランクインしました。

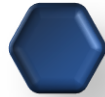
ランクインした分野:

- Patents 特許
- Copyright/Trademarks 著作権・商標

「2023 ALB China 知財業務ランキング」は「特許」と「著作権・商標」の2種類に分かれており、2022年2月から2023年2月までの各法律事務所の業務量、複雑さと規模、地域市場占有率、担当チームの成長、クライアント構成、発展状態と発展の勢い等に基づき、総合実力を全面的に評価し、その中から当該司法管轄区域内の最も強い知財関連法律事務所を選出しています。

出所:天達共和 wechat 公式アカウント法律觀察





## 天達共和、Asia IP 2023 年度中国知財グランプリを受賞

知財分野における著名な媒体である「Asia IP」はこのほど、「2023 年度中国知財グランプリ」(2023 China IP Awards)の受賞者リストを発表しました。天達共和法律事務所は知財分野での優れた業務能力で「年間著作権最優秀法律事務所」に選出されました。



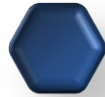
Copyright Firms of the Year 著作権に関する年度最優秀法律事務所

East & Concord Partners 天達共和法律事務所

「Asia IP」はアジア太平洋地域の知財分野の動向と発展に特化しており、業界では非常に高い権威性を備えています。「Asia IP」は毎年、世界各地の弁護士、法務従事者、会社顧問、企業高級管理職及び法曹界のエキスパートのフィードバックコメントとアドバイスを集め、そしてアンケート調査、核心クライアントによるコンサルティング等の方法を通じてアジア太平洋地域の中で群を抜いている優秀な知財関連法律事務所とトップクラスのエキスパートを選出しています。

天達共和法律事務所の知財部は 50 名余りの弁護士、弁理士、法務従事者、翻訳者等で構成されている専門的なリーガルサービスチームであり、その中の 15 名は弁護士と弁理士のダブル資格を持っており、機械、電子通信、バイオエンジニアリング、化学工業、食品製造等の分野に精通し、所属する法務従事者はいずれも国内外の有名な法律大学出身で、当該部署のパートナー弁護士





またはベテラン弁護士はいずれも15年以上の勤務経験を持っており、英語や日本語を使いこなし、絶えず全世界のクライアントに上質な知財関連リーガルサービスを提供し続けております。

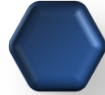
今後も天達共和の知財部は、多くの皆様のご支援によりいただいた賞に恥じぬよう、これからもお客様のために精進を続けて参ります。

### 天達共和、Equal Ocean「2023 中国ブランドグローバルサービスプロバイダーTOP50 ランキング」にランクイン



6月1日~2日、グローバルシンクタンクであるEqual Ocean主催の「ESG 2023 グローバルサミット」が、深センで開催されました。2日間にわたって開催されたEqual Ocean「グローバルサミット」は海外進出分野におけるトップクラスのイベントであり、サミットでは中国企業のグローバルマクロ経済情勢、経済貿易政策、ビジネス環境に焦点を当て、「2023 中国ブランドグローバルサービスプロバイダーTOP50 ランキング」が発表されました。天達共和法律事務所は、渉外リーガルサービス





分野の実務に関する深い造詣と業務優位性を評価され、Equal Ocean「2023 中国ブランドグローバルサービスプロバイダーTOP50 ランキング」にランクインされました。

中国はアフターコロナに入っており、監督管理に関する審査・承認、知的財産権、制裁と輸出入規制、税務とコンプライアンス管理、融資及び財産管理等の面にかかわるニーズは益々切実になっています。天達共和は一体化運営の優位性を活かし、将来に向けて新貿易構造における専門性の高い渉外法律家チームとしての機能を発揮し、企業のグローバル化発展に貢献していきたいと考えています。

### 張帥弁護士が天達共和知財部のパートナーに昇格

この度、天達共和知財部の張帥弁護士がパートナーへ昇格いたしました。



張帥弁護士は卓越した法律専門知識と豊富な実務経験を備え、今まで携わってきた主な分野には、知的財産権、紛争解決と企業コンプライアンス業務が含まれています。また多くのグローバル有名な贅沢品ブランドの商標権、著作権及び不正競争紛争に関する訴訟事件、営業秘密保護、北京市市場监督管理局による調査・処罰及び苦情申立事件の代理を務め、企業の代わりに知財保護戦略を策定し、企業に協力し知財及び営業秘密保護制度の補完等を行ってきました。また、張弁護士は多くの外資系企業の法律顧問を務め、企業の労使紛争に対処し、知財コンプライアンス等のリーガルサービスを提供しています。

天達共和の知財部は、張帥弁護士の昇格により、知財分野の総合力をさらに高め、上質で効率の良いリーガルサービスの提供に努めて参ります。



## 「国務院 2023 年度立法業務計画」が公布

このほど、国務院弁公庁より「国務院 2023 年度立法業務計画」の公布に関する通知があり、その中で、科学教育興国戦略の実施、文化自信・自己強化の推進について、全国人民代表大会常務委員会に「文化財保護法改正草案」、「科学技術普及法改正草案」、「学位法草案」「学前教育法草案」に関する審議を要請した。また、未成年者にかかわるネットワーク保護条例を制定し、特許法施行細則の改正を要請した。さらに、全人代常務委員会へ「教師法改正草案」「放送テレビ法草案」、「人工知能法草案」に関する審議を要請し、「バイオテクノロジー研究開発安全管理条例」の制定及び「国家自然科学基金条例」の改正を要請し、知財に関する法治保障の強化を図ろうとしている。

「業務計画」では、17 件の審議予定の行政法規草案が公布され、それには国家知識産権局が起案した「特許法実施細則(改正)」をも含まれている。



中华人民共和国中央人民政府  
www.gov.cn



首页 | 繁体 | 英文EN | 登录

首页 > 政策 > 国务院政策文件库 > 国务院文件

字号: 默认 大 超大 | 打印 收藏 ☆ 留言 | 分享

索引号: 000014349/2023-00027

主题分类: 公安、安全、司法\司法

发文机关: 国务院办公厅

成文日期: 2023年05月31日

标题: 国务院办公厅关于印发国务院2023年度立法工作计划的通知

发文字号: 国办发〔2023〕18号

发布日期: 2023年06月06日

### 国务院办公厅关于印发 国务院2023年度立法工作计划的通知

国办发〔2023〕18号

各省、自治区、直辖市人民政府，国务院各部委、各直属机构：

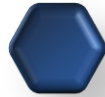
《国务院2023年度立法工作计划》已经党中央、国务院同意，现印发给你们，请认真贯彻执行。

国务院办公厅

2023年5月31日

(出典:国務院ウェブサイト)





## 市場監督管理総局、営業秘密保護制度体系を健全化

国家市場監督管理総局は、党中央、国務院の営業秘密保護の強化に関する決定をさらに徹底するために、6月1日、市場監督管理総局より第1回「企業営業秘密保護能力向上サービス月」という活動を正式にスタートし、各部署が様々な資源を動員し、有効な措置を講じ、企業の営業秘密保護意識と能力の向上に力を入れた。

会議では、営業秘密保護の強化は企業の革新をサポートし、核心競争力の向上を図る重要な保障であり、産業のレベルアップの実現や質の高い発展の推進を図るための重要な支えであり、また、競争秩序の仕組化、経営環境の最適化を図る重要なきっかけでもあり、さらに国際規則に合わせて、国際市場競争力を高める重要な手段であり、問題の方向性をしっかりと定め、系統的な考え方を強化し、幅広い経営主体の営業秘密保護に関するニーズに照らし合わせ、中国の営業秘密保護強化のキーポイントを的確に把握し、企業の営業秘密保護の意識と能力をさらに強化し、営業秘密保護制度体系の健全化を図り、営業秘密保護サービスのハイレベルの対外開放能力を強化し、「サービス月」活動と「(国有企業)大興調査研究」を有機的に結び付け、企業の革新発展に影響と制約を及ぼしうる営業秘密保護問題に焦点を当て、実力を存分に発揮し、中国の営業秘密保護に関する全体的なレベルアップを図れるように最善を尽くす必要があると指摘した。

(出典:「上海証券報」「中国証券網」)

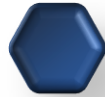
## 中国著作権保護センターがソフトウェア著作権

### 登録オンライン手続きを試行

ソフトウェア著作権登録の質の高い発展を推進し、ソフトウェア著作権登録効率の向上を図るために、中国著作権保護センター(以下、「著作権センター」という)は2023年6月1日よりソフトウェア著作権登録オンライン手続きを試行する。

6月1日より、申請者、代理人は著作権センターソフトウェア登録システムで示されている操作説明に従って、オンラインで登録申請事項を記入し、関連申請書類をアップロードして届出し、改めて著作権センターに申請書類の提出や郵送を行う必要はない。6月1日より前にオンラインで提出したソフトウェア著作権登録申請については従来の方法で手続きを行う。著作権センターメー





ル取扱センターでは、6月1日以降に発送されたソフトウェア著作権登録郵送申請書類を改めて受理しないが、著作権センター天橋著作権登録ホールでは20営業日を延長し、ソフトウェア著作権登録及び問い合わせを受付し、6月30日まで続けることとなっている。

「コンピュータソフトウェア著作権登録弁法」第20条の規定によると、ソフトウェア著作権登録は、受理した日から60日以内に受理した申請手続きに関する審査を完了することとなっている。

(出典:中国著作権保護センター、2023年5月25日)





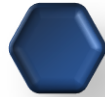
### 同人作品第一案、金庸と江南の「かつての少年」訴訟に関する終審判決

広州知識産権法院はこのほど、「同人作品事件」について終審判決を下し、訴訟対象の権利侵害行為がそれぞれ著作権侵害と不正競争に該当するものであると認定し、権利侵害作品「かつての少年」の作者に、直ちに不正競争行為を停止すると同時に、新聞に声明を掲載しその影響を取り除くようにし、さらに経済損失 168 万人民元及び権利侵害行為を制止するための合理的な支出である 20 万人民元を賠償するように命じ、一方、北京聯合出版公司、北京精典博維社公司に対し、その内の 33 万人民元について連帯賠償責任を負うことを命じた。

2015 年、査良鏞(ペンネーム:金庸)は、中国大陸地区で出版発行された小説「かつての少年」に描かれているキャラクターの名称がいずれも「射雕英雄伝」、「天龍八部」、「笑傲江湖」、「神雕侠侶」の四作品に由来しており、キャラクター同士の間関係、キャラクターの性格の特徴やストーリーも自らの作品と酷似していることを発見した。当該小説は楊氏が「江南」というペンネームで発表し、北京聯合出版公司が出版を統括し、北京精典博維公司より出版発行されたもので、中国大陸地区で大量に販売されている。査良鏞は、楊氏が自らの作品にある代表的キャラクターを盗用し、異なる環境において自らの作品に類似したストーリーを仕立て、自らの作品を改編したにもかかわらずその出所を明示しておらず、無断で自らの作品のキャラクターイメージを改竄し、査良鏞の改編権、署名権、同一性保持権等を侵害し、また、査良鏞の作品は非常に高い知名度を持っており、楊氏は上記作品の独創的な要素を盗用して、莫大な利益を得ており、査良鏞のオリジナル作品の利用を妨げ、不正競争に該当するものであり、一方、北京聯合出版公司、北京精典博維公司是小説「かつての少年」に存在する権利侵害状況について審査責任を果たしておらず、連帯賠償と権利侵害停止に関する法的責任を負うべきだと考え、広州市天河区人民法院に提訴し、それぞれの被告に対し、直ちに査良鏞に対する著作権侵害及び不正競争の行為を停止し、在庫書籍の廃棄と公開謝罪を行い、影響を取り除くようにし、楊氏が経済損失 500 万人民元と権利を守るために支出した合理的な費用 20 万人民元を賠償し、北京聯合出版公司、北京精典博維公司的記念版出版による経済損失 100 万元以上についてその連帯責任を負うように求めた。

一審判決後、査良鏞、楊氏、北京精典博維公司的いずれも判決を不服とし、広州知識産権法





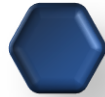
院に上訴した。二審期間中、査良鏞は死去したため、林某怡はその遺産執行者、上訴人として訴訟に参加した。本件では、キャラクター名、キャラクター同士の関連性、基本性格の特徴等の要素が作品の一部に該当するか否か、「かつての少年」が査良鏞の作品の著作権を侵害するものであるか否か、不正競争に該当するか否かが争点となった。

二審裁判所の審理では、「かつての少年」のストーリー表現において、僅かな一部の要素が近似している以外に、物語を進める手がかりとなる事件、状況設計と配置及び内在的な論理因果関係、具体的な内容、物語のあらすじはいずれも異なっており、実質的な類似に該当しないが、全体的に見て、郭靖、黄蓉、喬峰、令狐冲等 60 以上のキャラクターからなる人物群像は、キャラクターの名称、性格の特徴、キャラクター同士の関連性、キャラクターのバックグラウンドはいずれも査良鏞の選択や配置を表しており、内部の各要素に強い論理的な繋がりのある構造を具体的に成していることをすでに十分に記述しており、著作権法で保護されている「表現」に該当するもので、また、「かつての少年」の多くのキャラクター名、主なキャラクターの性格、キャラクター同士の関連性は、査良鏞の本件にかかわる小説との類似点が多く、盗用・剽窃行為に該当し、本件にかかわる作品の著作権を侵害し、法に基づきそれに関連する民事責任を負わなければならないと、一方、北京聯合出版公司、北京精典博維公司はその出版発行された作品が権利侵害しているか否かに関して比較的大きな注意義務があるにもかかわらず、「弁護士書簡」を受け取った後に速やかに出版、発行を中止しなかったため、権利侵害幫助に該当するものであるとの見解を示した。また、法院は以下のように判断した。

上記盗用行為が著作権侵害と認定された以上、改めて「不正競争法」による見直しを行わない、しかしながら、「かつての少年」は 2002 年に初めて出版された際に書名のサブタイトルを「射雕英雄の大学生涯」としたため、意図的に「射雕英雄伝」と結び付け、両者に特定の関係があると読者に誤認を与え、「射雕英雄伝」の影響力を借りて読者を引き付け、利益を得ようとする意図が明らかで、楊氏の当該行為はさらに不正競争に該当するものである。

二審裁判所では、「かつての少年」と「射雕英雄伝」、「天龍八部」、「笑傲江湖」、「神雕侠侶」の四作品のキャラクター名、性格、関連性等の要素において同じ若しくは類似しているが、ストーリーは異なっており、しかも異なる文学作品のジャンルに属し、読者層はある程度区分されているとの認識を示し、読者の多元的なニーズに応え、各当事者の利益のバランスを図り、文化





事業の発展と繁栄を促進し、十分に確実かつ全面的な賠償または経済補償を支払う等の代替措置を講じる前提において、権利侵害行為の停止という判決を下さないことにした。ただし、「かつての少年」を再版する場合、「射雕英雄伝」、「天龍八部」、「笑傲江湖」、「神雕侠侶」の四作品の権利者に経済補償を支払う必要があることを明確にし、「かつての少年」が利用している要素の全書における比重から考えて、経済補償としてその再版印税収入の30%を支払う必要があるという決定を下した。

出典: 広州知識産権法院

### 賠償請求 6 億人民元！

#### 「四川金象」が「華魯恒昇」による「メラミン」技術秘密侵害について再度訴訟を提起

5月9日、「山東華魯恒昇化工股份有限公司」は訴訟に関わる公告を掲載した。それによると、メラミン生産技術の技術秘密侵害について「四川金象」より起訴され、2件の訴訟に関する賠償請求総額は6億元余りに上る。本件は現在、すでに四川高級人民法院によって受理されたが、まだ開廷されていないようである。

証券コード: 600426

証券簡称: 華魯恒昇

编号: 臨2023-017

#### 山東華魯恒昇化工股份有限公司

#### 关于涉及诉讼的公告

本公司董事会及全体董事保证本公告内容不存在任何虚假记载、误导性陈述或者重大遗漏，并对其内容的真实性、准确性和完整性承担个别及连带责任。

重要内容提示:

- 案件所处的诉讼阶段: 法院已受理, 尚未开庭审理。
- 上市公司所处的当事人地位: 第二被告。
- 涉案的金额:

案件一、四被告连带赔偿人民币3亿元以及支付合理费用人民币50万元、诉讼费用。

案件二、四被告连带赔偿人民币3亿元以及支付合理费用人民币50万元、诉讼费用。

- 是否会对上市公司损益产生影响: 尚无法确定。

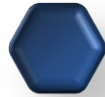
一、诉讼涉及的基本情况

案件一:

#### 「華魯恒昇」より出された訴訟にかかわる公告

今年3月30日付け最高人民法院が公布した2022年知財法廷に関する代表的な事例の内、「華魯恒昇」ら4社は「四川金象」ら2社の特許と技術秘密を侵害したことで、すでに最高人





民法院より賠償額 2.18 億人民元の判決が下されている。最高人民法院では、本件は現段階において、人民法院が同一プロジェクトに関する賠償額が最も高い知財権利侵害事件であると表明した。「四川金象」の企業名称は「四川金象賽瑞化工股份有限公司」で、中国企業と外資系企業との合併企業である。一方、「華魯恒昇」は国有上場企業(証券コード 600426)である。

5月9日、「華魯恒昇」董事会は公告を掲載し、「四川金象」が「尹明大」、「華魯恒昇」、「寧波安泰環境化工工程設計有限公司」、「寧波厚承管理資訊有限公司」の四被告に対し2件の訴訟を提起したことを明らかにした。

公告によると、(2022)最高法知民終 541 号民事判決の認定では、上記四被告は原告である「四川金象」が所有する加圧ガス冷却法メラミン生産技術の技術秘密を侵害したと認定し、経済損失 9800 万人民元を賠償するとの判決を下した。

上記判決を基に、原告である「四川金象」の1件目の訴訟に関する起訴内容によると、2018年12月30日以降も被告二である「華魯恒昇」のメラミン(フェーズ1)プロジェクトは引き続き運営されており、四被告が権利侵害責任を負うべきであることについて、自らは引き続き主張する権利があり、四被告に対し原告の経済損失3億人民元と侵害行為を制止するために支払った合理的な費用50万人民元、計3億50万人民元の連帯賠償に関する判決を下すよう裁判所に求めた。

同様に、上記判決を基に、「四川金象」の2件目の訴訟に関する起訴内容によると、「華魯恒昇」の年産量10万トンのメラミン(フェーズ2)プロジェクトはメラミン(フェーズ1)プロジェクトで採用された技術プランと同じで、それもまた前記発効した判決で認定された原告の技術秘密を侵害しており、四被告に対し原告の本件にかかわる技術秘密の開示、使用、他人にその使用を認めるようなことを直ちに停止し、被告二である「華魯恒昇」に対し、原告の本件にかかわる技術秘密で生産されたメラミン製品の販売を即時停止することを含めてその使用を停止し、四被告に対し原告の本件にかかわる技術秘密が記載されている媒体を直ちに廃棄し、四被告に対し連帯して原告の経済損失3億人民元と侵害行為を制止するために支払った合理的な費用50万人民元、計3億50万人民元の連帯賠償に関する判決を下すよう裁判所に求めた。

上記2件で「四川金象」が「華魯恒昇」ら四被告に対し、計6億100万人民元の賠償請求を行っている。

出典:「澎湃新聞」





### 意匠に関する豆知識

最近、ある友人の会社がスポーツ用コップを発売しようとし、その際に、企業が知的財産権保護をますます意識するようになってきていることを受けて、友人はわざわざどのような意匠にするかについて弊所へ相談にやって来た。友人に意匠に関する規定を詳しく紹介し、製品の意匠出願についてアドバイスを提供したことをきっかけに、今回この場を借りて、意匠について簡単に紹介したいと思う。

#### 意匠とは何か

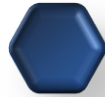
「中華人民共和国専利法」(現行「専利法」)は2020年10月17日に可決された第4次改正版であり、以下「専利法」という第2条第4項には以下のように規定されている。

意匠とは、製品の全体又は一部の形状、模様又はその組合わせ並びに色彩と形状、模様の組合せに対して行われる、優れた美観に富み、かつ工業上の応用に適した新たなデザインを指す。

#### どのようなものが意匠登録の対象となるか？

機械、医療機器、腕時計、宝飾品、家庭用品、電気製品、輸送機器、建築部材、紡績品、レ





ジャー商品等、製品の形状、模様のご合わせ対して行われる、優れた美観に富み、かつ工業上の応用に適した新たなデザインであれば、通常、意匠を出願することができ、その保護対象の範囲は非常に広い。

もちろん、専利法では、下記のような意匠登録の対象とならないものをも規定している。

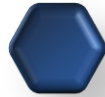
- 1)特定の地理的条件によって決まるもので、繰り返して再現することのできない固定した建物、橋など。例えば、山水別荘。
- 2)気体、液体及び粉末状など固定した形状のない物質を含んでいるため、形状、図案、色彩などが固定されない製品。例えば、カクテル、ミルクティーなど。
- 3)異なる特定の形状又は図案を有する複数の部材を組み合わせた製品の場合、部材そのものが単独で販売できない、そして単独では使用できないならば、当該部材は意匠の保護客体に該当しない。例えば、パズルの個々のピース。
- 4)保護を求める意匠が製品そのもの通常の形態ではない。例えばハンカチを様々な形にした意匠など。
- 5)自然物の元来の形状、図案、色彩を主体とする設計。通常は、二つの状況を指すが、一つは自然物そのもの、もう一つは自然物を模した設計である。例えば、木の根や山の石。
- 6)視覚に働くことがない、又は肉眼では確認しにくく、特定の工具を使わないと、その形状、図案、色彩を見分けられないような製品。例えば、紫外線ランプで照射されないと図案が現れない製品など。
- 7)ゲームインターフェース、ヒューマンコンピュータインタラクションとは関係のない表示装置で表示されるパターン。例えば、ディスプレイの壁紙、オン・オフ画面など。
- 8)その製品の属する分野では見慣れている幾何形状及び図案からなる意匠。
- 9)単なる美術、書道、撮影などのカテゴリーに属する作品。
- 10)文字、数字の発音、意味は意匠の保護内容に該当しない。

#### **意匠出願するには何を準備する必要があるか？**

意匠登録出願の願書には、意匠製品の名称、出願人、創作者、優先権などの関連情報を記入する必要がある。

製品の意匠を反映する図面又は写真は、通常、6つの面の正投影図及び立体図などを提供



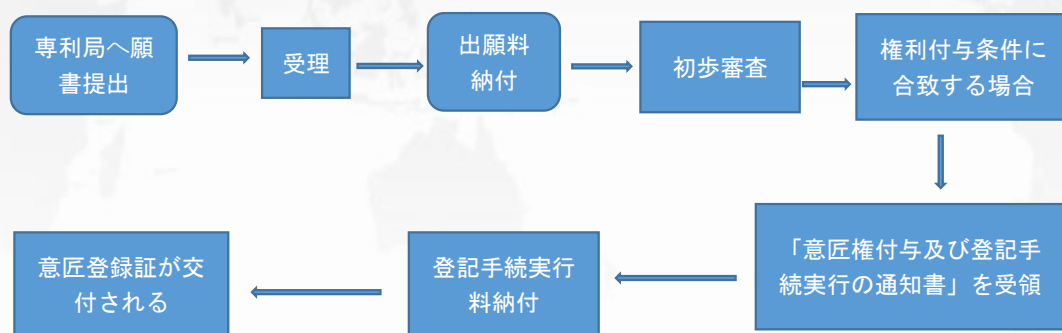


しなければならない。当該意匠の保護範囲を明確にするために、出願人は当該意匠製品の展開図、断面視図、断面図、拡大図及び状態遷移図、参考図を提供することもできる。

意匠の簡単な説明において、意匠製品の名称、用途及び意匠の設計要点を明記し、かつ設計要点が最も明瞭に示されている図面或いは写真を一枚指定しなければならない。正投影図の省略や色彩の保護を求める場合は、簡単な説明にその旨を明記する。

委任状について、中国大陸には常時居住地又は営業所のない外国人、外国企業又は外国のその他組織が中国で専利出願する場合、及びその他の専利事務を行う場合、専利代理機構に委任しなければならない。中国の単位又は個人が国内で専利出願する場合、及びその他の専利事務を行う場合、必要に応じて専利代理機構に委任するか否かを自主的に決定することができる。

### 意匠出願の手続きの流れ



### 意匠登録を出願する際、図面又は写真について、どのような要件があるか。

専利法の規定によると、出願人が提出する関連図面又は写真は専利保護を求める製品の意匠を明らかに示していなければならない。

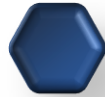
よって、立体製品の意匠については、物品の設計要点が6つの面に係わっている場合、6つの正投影図を提供しなければならない。

また、2020年10月17日に可決された改正専利法(すなわち現行専利法)において部分意匠制度が新たに導入されたので、部分意匠について以下紹介する。

部分意匠制度導入の背景:

一、中国が「意匠の国際登録に関するハーグ協定」に加入するための法的根拠となる。





二、産業の発展に伴い、製品のデザインはますます洗練され、成熟した製品の全体的なデザインの革新がますます難しくなり、部分意匠の革新は次第に意匠革新の重要な表現形式となり、よって、革新的な設計者の部分意匠保護に対する需要はますます強くなっている。このため、改正専利法の第2条第4項では、製品の「一部のデザインに専利保護を与えることを明確に規定した。

部分意匠に係わる専利法実施細則はまだ正式に公布されていないが、2020年11月27日に国家知識産権局が発表した「専利法実施細則改正意見（意見募集稿）」に関連審査規則が記載されている。

そのうち、第27条では、「出願人は各意匠製品において保護を求める内容について規定に合致する図面又は写真を提出しなければならない。部分意匠を出願する場合、製品全体の正投影図を提出したうえ、点線と実線の組み合わせ又はその他の方法で保護を求める内容をはっきりと表さなければならない。出願人は色彩の保護を求める場合、カラーの図面又は写真を提出しなければならない」と規定しており、第28条第3項では、「部分意匠を出願する場合、必要に応じて簡単な説明に、保護を求める部分を明記する」と規定している。

以下、「専利法実施細則改正意見（意見募集稿）」について簡単に解説する。

#### ◆部分意匠とは

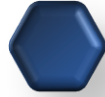
部分意匠とは、製品一部の形状、模様又はその組み合わせ並びに色彩と形状、模様の組合せに対して行われる、優れた美観に富み、かつ工業上の応用に適した新たなデザインを指す。部分意匠は、製品（例えば携帯電話のカメラレンズ、カップの取っ手、ハサミの持ち手等の製品の一部）を対象としなければならない。

#### ◆提出する画像や写真について、どのような要求があるか。

線画で示す場合、保護を主張する部分を実線で、保護を主張しない部分を点線で示す。写真や完成予想図が提出される場合、保護を主張しない部分にぼかし処理を行い、保護対象ではないことを示す。上記の規定に基づき、実務において、次のように出願することができると考えられる。即ち、上記の全体デザインに加え、カップの蓋のデザインも大きなイノベーションのポイントであり、出願人がこれらを別々に保護することを希望すれば、2件の意匠を出願することができる。そのうち、1件の出願はすべて実線で全体的なデザインに対して保護を主張し、もう1







件の出願はコップの蓋を実線で、コップ本体を点線で示し、一部のデザインに対して保護を主張し、これにより、コップ全体のデザインだけでなく、コップの蓋のデザインも保護されるようになり、保護範囲が拡大されるようになる。

◆また、パリルートで中国に出願される意匠出願について、中国における部分意匠制度の導入により、出願人が米欧日等の外国の先願部分意匠を優先権の基礎とし、中国で後願を出願する際には、先願意匠における点線を実線に修正したり、点線を削除したりする必要がなくなり、これにより後願意匠は先願意匠と同等の保護範囲を得ることができる。

まとめ:2021年6月1日から、出願人は国家知識産権局に製品の部分意匠を出願することができる。ただし、専利法実施細則はまだ改正中であり、関連電子システムも開発中であるため、2021年6月1日から、出願人は一時的に紙出願又はオフライン電子出願を行うことができ、専利局は新たに改正された専利法実施細則の施行後にこれらの出願を審査する。

以上の内容が、意匠の出願に関心をお持ちの方々の参考となり、お役に立つことを願っている。当事務所の弁理士も、今後公布される新専利法実施細則及び審査基準を注視し、意匠、発明、実用新案等の知的財産権に関する専門的なリーガルサービスを提供し続けるよう努める所存である。

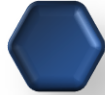
注:本稿の一部の情報は、2020年に可決された「中華人民共和國専利法」、2010年に公表された「専利審査指南」、2020年11月27日に国家知識産権局が公表した「専利法実施細則改正意見(意見募集稿)」から引用されている。

出典:天達共和法律事務所

パートナー弁護士・弁理士 張嵩

知財部事務部門リーダー 張琦





お問い合わせ

天達共和法律事務所

<http://jp.east-concord.com/>

E-mail : [ip@east-concord.com](mailto:ip@east-concord.com)

北京本部

住所: 北京市朝陽区東三環北路 8 号  
亮馬河大廈 1 座 22 階

Tel: (86-10) 6590 6639

Fax: (86-10) 6510 7030

郵便番号: 100004

上海支所

住所: 上海市虹口区東大名路 501 号  
上海白玉蘭広場 11 階

Tel: (86-21) 5191 7900

Fax: (86-21) 5191 7909

郵便番号: 200080

深セン支所

住所: 深セン市福田区金田路 3088 号  
中洲大廈 22 階

Tel: (86-755) 2633 8900

Fax: (86-755) 2633 8939

郵便番号: 518026

武漢支所

住所: 湖北省武漢市洪山区徐東大街  
19 号金禾センター 28-29 階

Tel: (86-27) 8730 6528

Fax: (86-27) 8730 6527

郵便番号: 430074

杭州支所

住所: 浙江省杭州市錢江新城劇院路  
358-369 号宏程国際大廈 29 階

Tel: (86-571) 8501 7000

Fax: (86-571) 8501 7085

郵便番号: 310020

成都支所

住所: 成都市高新区天府二街 99 号  
天府金融大廈 A 座 15 階

Tel: (86-28) 6010 8998

Fax: (86-28) 6010 9008

郵便番号: 610094

南京支所

住所: 江蘇省南京市建鄴区江東中路 347  
号国金センターオフィスビル一期 36 階

Tel: (86-25) 8317 8000

Fax: (86-25) 8317 8111

郵便番号: 210019

西安支所

住所: 西安市高新区丈八二路 11 号  
永威時代中心 27 階

Tel: (86-29) 8572 7895

Fax: (86-29) 8575 3463

郵便番号: 710065

北京東城区支所(デジタル化)

住所: 北京市東城区東直門南大街 1 号  
ラッフルズシティー北京 オフィスビル 17 階

Tel: (86-10) 6590 6639

Fax: (86-10) 6510 7030

郵便番号: 100007

広州支所

住所: 広州市天河区珠江新城冼村路  
5 号凱華国際中心 39 階

Tel: (86-20) 3885 7515

郵便番号: 510623